

大気汚染自動測定機保守業務委託契約書（案）  
（日本サーモ製、ジェイ・サイエンス・ラボ製）

愛媛県立衛生環境研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、大気汚染自動測定機保守業務（以下「委託業務」という。）を別添大気汚染自動測定機保守業務実施要領により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として年額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を支払う。ただし、第11条に定める場合は、委託料の減額を行う。

（委託の期間）

第3条 乙は、この契約締結日から令和8年3月31日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金 円とする。  
（注）「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、「入札（契約）保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた場合は、免除と記載する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、乙が、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡するとき、並びに権利にあつては書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、この委託業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(実施計画書の提出)

第7条 乙は、毎月の25日までに翌月の実施計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。ただし、契約締結月にあつては、速やかに年間の実実施計画書（様式第1号）及び当該月の実施計画書を提出しなければならない。

2 甲は、年間実施計画書に基づいて委託料支払表（様式第3号）を作成し、乙に通知するものとする。

(物品の負担)

第8条 乙が、委託業務を実施するために必要な消耗品及び機械部品は、甲が支給する。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況を調査し、指示を行い、または報告を求めることができる。

(報告及び検査)

第10条 乙は、委託業務を実施したときは、甲に対して、実施月毎に保守業務実施報告書（様式第4号）を作成し、翌月の10日までに提出しなければならない。また、甲が指示した作業については、1週間以内に当該作業にかかる報告書を提出しなければならない。

2 甲は、第1項の保守業務実施報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に委託業務の実施について検査を行うものとする。

3 甲は、作業標準表及び測定値判定基準表に基づいて検査を実施し、測定機稼働状況表を作成する。その際、乙は、甲の指示によって立会するものとする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条第2項の検査終了後、委託料支払表に示す金額について委託料支払請求書（様式第5号）を提出するものとする。ただし、保守作業を毎月実施する測定機については、測定機稼働状況表により算定された月間稼働率が、乙の責めに帰すべき事由によって80%に満たないときは、実施月の該当測定機の金額に月間稼働率を80%で除した値を乗じて算定される金額を請求するものとする。この場合、月間稼働率の小数点以下は切り捨てるものとし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 乙は、甲の設置する測定機台数に変更が生じたときは、委託料支払表に基づき日数割で計算した金額を請求するものとする。

- 3 甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
- 4 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に代金を支払わないときは、遅延利息を乙に支払うものとする。遅延利息の計算は政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（業務内容の変更）

第12条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務内容の全部または一部を変更することができる。この場合における委託期間または委託料は、甲乙協議のうえ定める。

（甲の解除権）

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときには、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は

第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第14条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその損害を求めることができない。

#### （乙の解除権）

第14条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

#### （損害賠償）

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第16条 乙は、委託業務の関係書類を整備し、委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第18条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項またはこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

東温市見奈良1545番地4

甲 愛媛県立衛生環境研究所

所 長 四宮 博人

乙